

広島地方最低賃金審議会
令和3年度 第1回
広島県船舶製造・修理業、舶用機関製造業
最低賃金専門部会 議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

令和3年度第1回広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会議事録

日時

令和3年9月28日（火） 9時55分～10時53分

場所

広島合同庁舎4号館5階 22号会議室

出席者

【公益代表委員】

岡田部会長、三井部会長代理

【労働者代表委員】

阿久根委員、佐崎委員、前田委員

【使用者代表委員】

有馬委員、中本委員、長谷川委員

【事務局】

山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官
山崎監察監督官

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

○吉川補佐

ただ今から第1回広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、これよりは、当専門部会を略して船舶等製造業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第「(1)部会長、部会長代理の選出について」までの間、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきます。よろしく願います。

まず、本日の各委員の出席状況ですが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計8名の全委員にご出席いただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

また、本専門部会の開催につきましては、去る9月14日から9月21日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

本日は初回ですので、議事に先立ちまして各委員をご紹介したいと存じます。お手元の別冊資料No.1に、本船舶等製造業最低賃金専門部会委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(専門部会各委員の紹介)

○吉川補佐

ありがとうございました。次に労働基準部長の山口よりご挨拶を申し上げます。

○山口労働基準部長

広島労働局労働基準部長の山口でございます。委員の皆様方におかれましては、ご多用の中、本専門部会の委員にご就任いただき、また、本日第1回目の専門部会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

この船舶等製造業最低賃金は、現在時間額957円でございますが、本年度も事業の公正競争を確保するとの観点から、改正の申し出がございまして、本日より委員の皆様方に具体的な審議をお願いすることになった次第です。よろしくお願い申し上げます。

また、ご承知のとおり、特定最低賃金は、先般改正されました地域別最低賃金とは異なり、関係労使のイニシアティブにより設定される性格のものでありますので、全会一致の議決を目指して、ご審議のほどお願い申し上げます。

また、日程調整につきましては、大変ご無理をお願い申し上げているところでございますが、最低賃金の年内発効に向けて、ご協力いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○吉川補佐

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の紹介)

○吉川補佐

ここでお手元の「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」の共通資料No.3・通し番号3ページ「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」をご覧ください。

本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますのでご承知おきください。

それでは、議事「(1) 部会長、部会長代理の選出について」に移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

公益代表委員には、あらかじめご協議いただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長からご報告申し上げます。

○狭間室長

それではご報告申し上げます。船舶等製造業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議におきまして、部会長候補として岡田委員、部会長代理候補として三井委員が推挙されております。以上でございます。

○吉川補佐

ただ今、賃金室長よりご報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様方にご異議ございませんでしょうか。

○各委員

(異議なし)

○吉川補佐

ありがとうございます。それでは部会長に岡田委員、部会長代理に三井委員をご承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席をご用意させていただきます。しばらくお待ちください。

○吉川補佐

それでは岡田部会長、以後の議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○岡田部会長

ただ今部会長に選出いただきました岡田でございます。できる限りスムーズな議事進行を心掛けまして、公正な特定最賃の決定に努めたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事「(2) 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。まず、事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○坂本指導官

はい。資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料と別冊資料とに分けて構成しております。

まず、特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定（産業別）最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として

ご用意いたしました。

別冊資料につきましても、本船舶等製造業最低賃金に関わる個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金或いは特定最賃というように略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、ご留意いただきたい事項についてご説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1・通し番号の1ページの「特定(産業別)最低賃金について」をご覧ください。

既にご承知のことと存じますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの二種類がございますが、本船舶等製造業最低賃金につきましては、配布しております「令和3年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和3年度特定最低賃金設定業種における労協約上最も低い賃金額」とおり、公正競争ケースにおける要件を以て改正申出がなされております。審議に当たりましては、この点にご留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続きでございますが、本年8月5日の第536回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされましたので、共通資料No.2・通し番号2ページのとおり、改正決定について審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項についてご説明いたします。共通資料No.4・通し番号5ページ「令和3年度広島地方最低賃金審議会の運営について」をご覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定(産業別)最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。」とされております。

また、共通資料No.5-2・通し番号13ページ「運営小委員会座長報告」記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「③金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7・通し番号25ページ「令和2年度最低賃金審議経過一覧」をご覧ください。下欄の表が特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の右から3列目が船舶等製造業最低賃金でございます。

令和2年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額1円、時間額957円の答申を頂いております。

続きまして共通資料No.8・通し番号26ページをご覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる

透明性が求められております関係で、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきますことをご了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。私からは、以上でございます。

○狭間室長

続きまして、船舶等製造業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきましてご説明いたします。

別冊資料No.2・通し番号2ページは、現行の船舶等製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。3ページから5ページにかけて、詳細な表を添付しております。

別冊資料No.3・通し番号の8ページは、昨年度の全国の船舶等製造業関係の最低賃金の一覧表です。

別冊資料No.4・通し番号9ページからは、広島県内で実施した船舶等製造業最低賃金に関する最低賃金実態調査の概要でございます。広島労働局で本年5月から7月にかけて、県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業・出版業については、1人～99人規模の事業所を、それ以外の業種につきましては、1人～29人規模の事業所を対象とする母集団から、無作為に抽出した標本調査、サンプリング調査です。全数調査ではありませんので、集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元処理をして推計しているものとなります。なお、調査対象とした賃金は、令和3年6月支払い分の賃金です。

通し番号14ページの「最低賃金実態調査における分位偏差」をご覧ください。各規模別の第一・20分位数、第一・10分位数、第一・4分位数、中位数ですが、これは時間額を低い順番から並べて全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果です。

通し番号15ページをご覧ください。こちらが時間額と労働者累積人数のグラフです。横軸が10円刻み、1,100円以上については100円刻みの時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。また、右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

通し番号16ページが船舶等製造業の最低賃金額と平均賃金額の推移です。

通し番号18ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合のことです。規模ごとに時間額957円を下回っている労働者の比率を示しています。

通し番号19ページが最低賃金引上げ試算表です。これは最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合、つまり影響率について、1円単位でその変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃957円を1円引き上げると影響率は13.2%、つまり13.2%の労働者に影響が出る、つまり下回るということとなります。

通し番号 20 ページが平成 15 年度からの船舶等製造業最低賃金の引上げ額と未満率、そして影響率を示した一覧表です。以上でございます。

○岡田部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての説明がありましたが、これらにつきまして、何かご質問等がございますか。

○各委員

(発言なし)

○岡田部会長

よろしいですか。ではここで、他府県の結審状況がわかれば、事務局から説明をお願いします。

○狭間室長

まだ 9 月ということですので、出揃ってはおりません。全国で船舶製造又は修理業の最低賃金が設定されておりますのは、お手元にお配りしている表に出ている府県でございますが、そのうち結審しておりますのは、埼玉県が引上げ額 24 円、時間額 990 円、9 月 15 日の専門部会で結審、もう一つが大阪府、こちらが引上げ額 29 円、時間額 997 円、9 月 15 日の専門部会において全会一致で結審しております。

○岡田部会長

はい。それでは、広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明をいただきたいと思いますが、その前に各側、協議の時間が必要でしょうか。

○有馬委員

大丈夫です。

○佐崎委員

必要ありません。

○岡田部会長

それでは、順次、意見表明をお願いしたいと思います。まず、労側からお願いします。

○佐崎委員

はい、それでは労側の方から意見表明をさせていただきたいと思います。まず初めに、船舶の特定最賃の専門部会の開催並びに審議の場を設けていただいたことに対して、この場をもってお礼申し上げたいと思います。

それではまず、私の方から労側の意見を述べさせていただきたいと思います。船舶業を

取り巻く環境につきましては、ご承知のとおり、国内の2020年の新造船の受注量については、前年比約53%減ということで、厳しい状況となっております。そうした中、競争力強化に向けて、業務提携や分社化等の動きが活発化しており、また、一部の工場では、新造船の事業から撤退するというような状況にもなっております。

また、これまで問題となっております中国・韓国による国の支援を背景とした低船価、国際価格により、マーケットについては、継続的な供給過剰になっているというところもあります。ただ一方で、こういった事業環境の中において、本年5月に海洋産業強化法が成立し、今後、国からの支援が受けられる環境もできた中で、中・長期的には、発注・建造の後押しになることも期待されているということも認識しております。

こういった厳しい、不透明な環境下の中で、懸命に働く従業員については、これまで以上に会社への協力はされているはずであり、その頑張りに対する対価としては、生活の安心・安定の確保が必要であるものと認識しております。その生活の源泉となる船舶の最低賃金につきましては、他産業に比べて、地賃に対する優位性は保ってはいるものの、水準差については年々減少傾向にありまして、労働力人口の減少が社会問題となっている中で、将来の船舶産業を担う優秀な人材を確保するためには、賃金水準が何より重要であると受け止めております。従いまして、これから特定最賃の審議を進めていく上で、いくつかの焦点を述べさせていただきたいと思っております。

まず、1点目につきましては、コロナ禍における特定最賃の引上げについてであります。こちらについては、新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい企業運営であるということは十分承知はしております。

しかしながら一方で、コロナによって労働者の生活に様々な影響を与えており、労働時間の減少、さらには臨時休業等によって収入が減少しているという実態もあります。その一方で、家計の消費においては、衛生用品等、コロナ対策への支出の増加等もあり、これらは労働者の生活に影響を与え、特に特定最賃が適用されている非正規、さらには未組織労働者には一定程度の特定最賃の引上げが必要であると考えております。

続いて2点目については、地賃との優位性の確保であります。こちらの主張についてはこれまでも同様に主張しておりますけれども、船舶産業においては高度な専門性を必要とすることに加えまして、作業環境については、季節により高温多湿、厳しい寒さの中での作業になること、さらには粉塵による汚れ等、いわゆる3K職場であり、昨今、働き方が多様化している中で、特に若者からは敬遠されがちな職種という風になっております。加えまして、大きな設備・製品を扱う職場ということもありまして、常に危険と隣り合わせであり、そのことを踏まえれば、その最低賃金は、地賃と比較してもより高い水準であることが必要であると考えております。

続いて最後、3点目でありますけれども、格差改善を踏まえた引上げについてであります。こちらについては、労働組合があるところについては、労使交渉の中で、厳しい環境にあっても賃金に対する取り組みが進んでおりまして、我々、基幹労連構成組織においては、企業内最賃の引き上げに今回取り組んだ結果、基幹労連全体の単純平均で、時間当たり1,028円、前年比ではプラス6円という状況になっております。また、2021年、今年の春闘での賃金改善の取組みの結果としましては、平均賃金改善率として、300人未満の組

合では賃上げ率が0.47%、300人から1000人未満の組合では0.44%、1000人以上の組合では0.46%の引上げが行われているという状況であります。従って、労働組合のない企業の労働者については、同じ作業環境で働いているにもかかわらず賃上げがなく、賃金格差が広がっている状況でありまして、格差を広げることなく働いた対価を賃金に反映するためには、特定最賃の金額改正が必要であると考えております。

以上、私の方から、全体感を含めた形での意見を述べさせていただきましたが、この後、阿久根委員、前田委員より、自社・自職場等の状況等を踏まえた意見を述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○阿久根委員

ジャパンマリンユナイテッドの阿久根です。それでは発言をさせていただきます。昨年から続く操業不足であったりだとか、造船各社の経営が非常に厳しいということは十分に理解をしています。しかしですね、造船現場はコスト・競争力に打ち勝つために操業短縮であったり組織改革・改善、生産性向上など、懸命に取り組んでいるところでございます。弊社では、今年、操業不足のために、組合員が他産業や他社に多くの人が出向していききました。それに伴って、労働組合のない協力会社数社も仕事を失って弊社を去って参りました。先行き不透明な経営環境下で、離職者が後を絶たない状況にあるのは事実であります。直近、ようやく受注環境は緩やかに回復しつつあるものの、一度離れた人材は、もう戻ってくることはないだろうという風にみえています。今後船を作っていけるのか非常に不安に思っているところでございます。それと、これから少子高齢化が進み、労働人口が減少していく中で、造船産業が維持・発展していくためには、人材の確保であるという風に考えております。造船産業は世の中では3K職場といわれております。現場が非常に過酷な環境下にありますし、高度な技術も必要であります。ですので、せめて地賃と比較しても高い水準であるべきであると考えますし、是非とも、地賃と、他産業との優位性を保っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○前田委員

内海造船労働組合の前田と申します。よろしくお願いいたします。自社の状況を踏まえた意見であります。会社の状況は、一言でいうと厳しい状況が続いているという状況です。仕事量については、経営者側の努力により、どうにか受注を確保できているものの、依然として船価は非常に低迷しておりまして、我々働く労働者にとっても我慢の時が続いているという状況です。

そのような中、各職場、職人たちは自分たちの努力により少しでも収益に貢献しようと日々業務に励んでおります。また、造船現場の作業に至っては、特に夏・冬については、非常に過酷な作業環境となっており、日々の体調管理が必須という状況になっております。昨年以降はそれに加え、同時並行で新型コロナウイルス感染症の対策も行っているという状況であり、職種柄、テレワーク等も難しい業種でありますので、密を避けて、個々の意識を高めて身を守っていかなければならないという状況です。造船については、過酷な作業環境と常に危険と隣り合わせの産業であります。私の意見としましては、先程来、

本産業別最低賃金は、それらを踏まえての下支えとなるものであり、他産業と比較しての優位性を今後も確保していく必要があると考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○岡田部会長

ありがとうございました。それでは使側から意見表明をお願いします。

○長谷川委員

広島県商工会連合会専務理事の長谷川です。私の方からは、使側としての共通認識、引き上げについての考え方を述べさせていただきます。先程来、各委員様からありましたように、我々が考えるのは、新型コロナウイルス感染症に関する認識というか考え方、先行きをどう考えるか、ということだと思います。佐崎委員も言われましたとおり、まずコロナ禍ではどうか、また阿久根委員も言われましたけれども、このコロナ禍で離職者はかなり増えている状況となっているところであり、そして前田委員も言われましたけれども、受注も厳しい状況になっているということについては、企業側としても同じ認識でございます。そういった意味で考えると、確かにコロナワクチンの接種率は50%を超えたけれども、なかなかブレークスルー感染であるとなかなか厳しい状況があるものと考えております。そうしたことを考えた時に、我々にとって必要なのは雇用を守ること、これが一番だと思っております。ということは、先程申しましたように、一回離職者が出ると戻ってこないの、なんとか今、雇用調整助成金を使いながら雇用を守っているという状況であり、それから考えると、なかなか経営が厳しい中小・小規模事業者、資料の中でも出ていましたが、結局、賃金が二極化をしていて、1100円以上のところは高額でそれ以外は低い、このような状態で最賃を上げるとなると、経営体質がぜい弱なところの最賃を上げることになりますので、雇用自体が守れない状況になってくる、企業自体の存続が厳しくなるという状況の中でいうと、今の段階で最低賃金を上げられるという状況にはないのかなという風に思います。今は何とか重症患者に点滴を打っている状況でございますので、ここは少し我慢をして、まずは体力を回復させることが必要ではないかという風に思っております。それぞれの業界のことにつきましては、各委員の方から説明していただきたいと思っております。以上です。

○中本委員

神田造船所の中本と申します。業界全体というか、私が知っている中で、会社の状況等をお話させていただくと、まだまだ非常に厳しい状況が続いているということは間違いのないと思います。仕事量の確保、これも従業員をフルに働かせるほどの仕事量は確保できていませんので、休業させて雇用調整助成金を頂きながらなんとかやっているというのが現状です。

造船業界もまだまだ辛抱しないといけない時期が続いていますが、一方でいい話といえ、受注が前年度に比べたら少しづつ良くなっているというのと、船価も多少ではありますが上がっているという話も聞いてはおります。ただ一方で、その分鉄も上がっていると

ということで、前年度に比べると、受注の方は何とか少しづつ改善はしてはいますが、それが企業にとって本業で利益を出すというところまでには結びついてこない、まだもう少し時間がかかるのかなあ、というところなんです。そして業界の方もかなり再編が進んでいます。中には事業を縮小して、要するに選択と集中をして、この事業に特化してやっていくというところも出てきています。このような中で、各造船所、そういったところと手を組みながら、もしくは事業を見直して、事業規模を縮小しながら、何とか生き残りをかけてやっているというのが、各造船所、この業界の現状ではないかと考えております。なかなか仕事量を確保できない、もしくは事業を縮小するということは、それだけ雇用を守れないというところに繋がってきます。会社からしたら非常に辛いところですけども、まずは会社を維持していかないと従業員を守れないというところもありますので、受注に関しても企業の努力だけでは十分に獲得できないというところもあります。このような中で、まだまだ当分は、経営も含め従業員を含めて、なんとか我慢して乗り越えなければいけない時期なのかなというところで、なかなか賃金を上げるというところにまで積極的にはなりにくい状況なのかなと感じております。私の方からは以上です。

○有馬委員

大体の認識についてはほとんど同じだと思います。当社の場合は、比較的コロナの影響というよりは、世界全体の船の供給量の問題で、逆に在宅で物を買ってくれる人がいれば、コンテナ船なんかは市況自体が改善しつつあってですね、とはいいながら、労側委員のおっしゃったように、中国・韓国との競争があまりにも厳しすぎるということで、毎年お話しさせていただいているように、国による直接的支援がある国と日本のように自由な市場とでは競争が厳しい状況になり、なかなか改善していかないところだと思います。

おっしゃられているような造船現場の過酷な労働環境については重々承知しておりますし、当然それに報いていきたいという気持ちもございますけれども、受注が大変厳しい状況、今多少改善している状況にはありますが、中本委員がおっしゃったように、ここにきてですね、脱 Co2 の流れとか、いろんなことを含めて日本国内の製鉄業界がまた大変厳しい状況にあって、製鉄業の場合には、造船以外にも顧客はたくさんあるわけで、電子部品の不足によって生産が落ち込んでいますので、鋼材がアップすることはさらに厳しくなっています。我々造船業界よりはコスト構造が良い関係にはあると思いますが、鋼材価格の上昇が大変厳しい状況となっています。加えて、日本の造船所につきましては、中国・韓国の新興の新しい造船所に比べて設備が大変老朽化しているという状況にありますので、まず生き残っていくためには、設備にも投資をしていかなければいけない状況、当然従業員の皆さんにも分配をしていかないわけですけども、今一体どこに手を当てて生き残っていくべきなのかというところで、大変難しい判断が必要となってくるものと思っておりますので、今回の最賃の上昇のところにつきましては、慎重な判断をさせていただかないといけないというのが、本日の私の意見でございます。

○岡田部会長

はい。ありがとうございます。只今、労使双方から現状認識や特定最賃の改定審議に

当たっての意見表明がなされました。各側の意見表明を踏まえて、お互いにご質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、労側から何かご質問がございますか。

○佐崎委員

一点ほど確認をお願いします。今の受注の関係でいきますと、一企業の努力では難しいという中で、5月に法律が制定された中で、国からの支援などがあり、中長期的に見たらマーケットが改善されて受注が上向くという感覚はあるのでしょうか。まあ、今年の5月に法律が制定されたばかりなのでこれからなんでしょうが、受注の見通しについて明るい兆しが出てくるのかなと、その辺何か動きがあれば教えて貰おうと思ったのですが。なければいいです。

○中本委員

いい刺激というか、いいニュースにはなるとは思いますが、そこからどういう風に実際の受注に繋がっていくかということについては、ちょっとまだ慎重に見なければいけないかなと思います。

○佐崎委員

わかりました。

○岡田部会長

はい。それでは第1回目ですけれども、本日具体的な金額提示が可能でしょうか。労側はいかがでしょう。

○佐崎委員

はい、金額提示する前に可能であれば打合わせをしてよろしいですか。今の使側の意見を含めてですが。

○岡田部会長

はい、わかりました。使側の方はいいですか。

○長谷川委員

結構です。

○岡田部会長

労側、時間はどのくらい必要でしょうか。

○佐崎委員

10分くらい。

○岡田部会長

わかりました。それでは10分ということで、55分くらいを目途にお戻りいただければと思います。別室にご案内してください。

○狭間室長

別室にご案内します。

○岡田部会長

はい、それでは審議を再開しますが、これからの審議は、公開することで個人情報の保護に支障を及ぼす虞がある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害される虞がある場合又は率直な意見の交換が損なわれる虞がありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき、非公開とします。それでは、労側より金額提示を含めた意見表明をお願いします。

【以下、非公開】